

第十六回国 参議院水産委員会會議録第十二号

昭和二十八年七月十五日(水曜日)午後二時四分開会

委員の異動

七月十日委員松浦清一君辞任につき、その補欠として片岡文重君を議長において指名した。

七月十五日委員片岡文重君辞任につき、その補欠として松浦清一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 森崎 隆君
- 理事 秋山俊一郎君
- 委員 森 入三三君
- 岡田 宗司君
- 松浦 清一君
- 菊田 七平君

- 政府委員 山中 一朝君
- 農林政務次官 篠田 弘作君
- 水産庁次長 岡井 正男君
- 事務局長 岡 尊信君
- 常任委員会専門員 林 達磨君
- 常任委員会専門員 岡 尊信君
- 法制局副 奥野 健一君

- 説明員 外務省国際協 安川 壯君
- 力局第三課長 伊藤 茂君
- 水産庁漁政部 伊藤 茂君
- 漁船保険課長 伊藤 茂君

本日の會議に付した事件
○漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○水産政策に関する調査の件(内閣試験射場に関する件)

○連合委員会開会の件
○委員長(森崎隆君) 只今から開会いたします。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案、これの提案理由の説明を政務次官からお願いたしました。

○政府委員(篠田弘作君) 只今議題となりました漁船損害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現行の漁船損害補償法は、漁船の事故によつて生じた損害を補償して、その復旧を容易にし、漁業経営の安定に資することを目的としております。そして、二十トン未満の漁船に対しましては、一定の条件の下で、義務加入の制度が設けられておまして、この義務加入の場合については、保険料の一部を国庫が負担することとなつておりますため、従来極めて低調であつた。小型漁船の保険加入が、これによつて、次第に活発になつて参りましたことは誠に喜ぶべき傾向であります。

併し、事故による損害の復旧を補償する普通損害保険制度だけでなく、更に一步を進めて、損害保険と船舶建造資金の積立とを兼ねた、いわゆる満期保険制度の実施が緊要と認められ、且つ、要望せられておるのであります。

よつて、政府におきましては、ここに満期保険の制度を新設することとし、これがため漁船損害補償法に所要の規定を加え、且つ、これと関連して現行の規定の一部を改めるため、本法律案を提案した次第であります。その内容をいたしましたは、第一に、漁船保険組合が、従来の普通損害保険事業及び特殊保険事業のほかに、新たに満期保険の事業を行うことができるようにすることとしたこと。第二に、満期保険の保険料は、満期支払のため積立金部分と、満期前の事故による損害補償のための損害保険料部分から成るものとす。右の積立金部分に該当する保険金額は全額政府で再保険し、損害保険料部分に該当する保険金額は、普通損害保険の例により九割を再保険することとしたこと。第三に、当分の間満期保険の加入を奨励するため、この保険の加入者が代船を建造する場合には、所要資金の利子の一部に相当する奨励金を交付することができることとしたことを主たる内容とし、この制度の運営に関する所要の規定を設けるほか、併せて、これと関連して、現行法の体裁を一部改めると共に必要と認められる一部条文の改正を行おうとしておるのであります。

何とぞ、御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(森崎隆君) 只今の篠田農林政務次官の提案理由の説明に引続きま

して、当法案は予備審査でございますが、伊藤さんのほうから内容の説明を一つして頂きたいと思つております。

○説明員(伊藤茂君) 御説明いたしました。満期保険制度の創設が第一の目的になつておりますが、概略満期保険につきましては御説明申し上げます。

満期保険は漁船の適期、適当な時期における更新及び事故による損害の復旧を容易にし、漁業経営の安定を図ることを目的としたしております。で、満期保険というは保険の目的たる漁船につき保険期間が満了した場合、又は保険期間中の普通損害保険事故によつて損害が生じた場合に保険金額を支払う保険を称することにしております。

満期保険の事業は漁船損害補償法の漁船保険組合が行います。それで保険の目的としたしましては、漁船の満期のときにおいて船舶に一定の制限を加えたい、木船では建造後十五年未満、鋼船では建造後満二十五年未満ということにいたしました。それで満期保険に入ることは一応任意加入としております。保険料は積立保険料と損害保険料から成つておまして、これを一本の満期保険料という名称でとるわけです。その二つの要素に分れておきます。積立保険料の率は全国一律としたしまして、損害保険料の率は普通損害保険と同じ利率にしております。保険期間であります。満期保険

の保険期間はおおむね三年から十年までの間といたしまして、この間に数種定める予定でございます。満期となつた際に、満期保険金額を支払うわけでありませんが、満期前の事故によつて損害が生じたときは、普通保険と同じようにやはり分損救助費、全損いすれの事故に対しても保険金額の支払を行うのであります。満期保険は任意加入、先ほど申し上げました通り任意加入であります。途中で解約等の申込みがございました際には、或いはほかの事由によりまして保険関係が消滅した場合に、保険料の一部を戻すことは、主として積立保険料に該当するものであります。それから満期保険におきましては、普通損害保険において保険料の一部を国庫が負担する場合がありますが、それと同じような場合に該当するものにつきましては、やはり満期保険においても国庫負担を行うのであります。只今のところ二十トン未満の漁船が義務加入によつて入つて参りましたときには、損害保険の自由保険料の百分の五十に該当する金額を国庫が負担いたします。

次に満期保険の加入奨励金でございますが、これは満期保険の加入者でありまして、その加入者が次の代船を建造する場合に、建造資金の融資を受けたとき、その融資額を対象といたしまして、一定条件の下に国庫は当分の間利子の一部を奨励金として交付する、そういう奨励措置を講じてあります。

第五十号

昭和三十八年七月十五日【参議院】

再保険の關係につきましては、政府は満期保険の積立保険にかかるといふことといたしまして、保険料は全部組合にとどめておきませんで政府が収納いたします。満期になつたときの支払いはやはり全額国庫が責任を持つことにしております。その他の損害保険に該当する部分につきましては、只今の普通保険と同じように保険金額の百分の九十を再保険することにしております。

以上が大體法律に盛り込まれております満期保険の骨子でございます。その他関連いたします条文的整理といたしましては、今までの普通保険と特殊保険と二種類の内容が、満期保険が入つて参りましたために、法律の体裁が、順序が多少入替つておりますが、主な点は先ず漁船保険を普通保険と特殊保険に二大別いたしました。普通保険のうちには普通損害保険と満期保険と二つに分けられたわけでございます。それから特別会計の勘定は普通保険勘定と特殊保険勘定、そのほか別の法律でやつております乗組員の給与保険勘定とこの一つでございますが、この三つの勘定で普通損害保険と満期保険とはお互いに融通できる形態をとるはずであります。

それからその次は満期保険に關係がございませぬ事項でございますが、実は今までの義務加入の規定におきまして、協同組合の中の指定漁船と申しますが、一トソ以上二十トソ未満の漁船の所有者が三分の二以上全船加入の決議をした場合には、その協同組合の地域は義務加入地域或いは指定地域といふことになりまして、国庫が保険料の

一部を負担する地域になるわけであります。その決議がどこまで有効であるかといふことについて明確なきめがなかつたわけでありまして、今度法律にはその決議は取消す手續をしない限りは永久に続くものであるという解釈をとりまして、その代りに半面に、その決議を消滅するための手續をきめております。

次にもう一つ、今までの法律のちよつと欠けておりました点は、指定地区内に、先ほどの協同組合の地区でございしますが、ここに一トソ以上二十トソ未満のいわゆる指定漁船の所有者が三人以上ある場合には、その三人が代表者となりまして義務加入の手續をするわけでありまして、それが無い場合があるわけでありまして、無動力船とか、或いは一トソ未満の動力船とかばかりでありまして、義務加入の資格者が三人未満である場合がございまして、その場合の処置が今まで付いておらなかつたわけでありまして、今度はそういうような地域におきまして、小型船が三分の二以上保険に入つた場合は、国庫は義務加入の例によつて義務保険料のやはり二分の一を負担する、こういう規定を設けたのであります。

以上が大體今回の法律の概要でございます。○委員長(藤崎隆君) 以上で今日の議題になつております漁船損害補償法の一部を改正する法律案の提案理由の説明及びその内容の説明が一応終つたのであります。あと質疑を続けさせていただきます。前回はそのままになつております内閣の試験場に関する問題をでございます。一応この問題を終

えたいと思ひます。それでは何か御質疑ございませうか。

○岡田宗司君 山中部長にお伺いしますが、過日の参考人を呼びましたときの話によりまして、政府のほうから、あそこの漁業協同組合へ出した漁業権制限の通知書を見ますと、一月一日から四月三十日までということ、その通知書に対して各漁業協同組合から承諾書が出ている。そして合意の上でとにかく使用を開始されておつたので、今度は何ら手續をとりつておらんといふのがこの間の御返答だつたのですが、その後何かそういう問題について手續をとりつておられるかどうかといふことについてお伺いしたい。

○政府委員(山中一朗君) お答えいたします。調達庁といたしましては、この間の岡田委員からの御質問に対しては、私のほうといたしましては、六月十五日ですか、十五日の継続使用に対して別に具体的な現在のところ手續はとつておらないと、こういうふうには御説明申上つたのでございまして、更にそれから後にはどういふ手續をとりつたかといふお話でございますが、我々の補償関係の業務につきましては、局のほうで順次必要な書類その他の整備のための調査はいたしておりますが、直接先方のどなたとも特に会つて、我々のほうとして具体的に話合つていことは現在のところはない状態でございます。

○岡田宗司君 閣議で六月十五日から使用するといふことは決定したことなんでしょうが、その決定に基いて、どういふ方法で向うに通達をし、その閣議の決定といふものが實際行政上効

力を発生して、それが実施されるまでには、どういふ手續が必要なのか、そこらのところを一つ明らかにして頂きたい。どうもこれはあなたではちよつと無理だと思つたのですが。

○政府委員(山中一朗君) お答えいたします。大體御承知のことと思つておりますが、普通我々が施設区域提供に關しましては、御承知のように日米合同委員会というのがあります。そこで向うから要求が出ると、そこでいろいろ条件を分科委員会なり、何かで御検討になりまして、その結論を外務省のほうで、閣議にとつて、閣議で決定されたものが、この点具体的には外務省のかたからお聞き願ひたいと思つたのですが、更にそれが日米合同委員会の正式の協議になつて、調印が取交されるように聞いております。

そうなりまして、私らのほうに、その中間過程におきまして、我々のほうにも施設区域に關する調達庁所管の事項について合同委員会から施設のいろいろな予備調査の調査の要求がございまして、その調査を出す作業はあります。それから後は只今申しましたような工合の系統で行きます。閣議で決定になりましたときに、我々のほうで初めて具体的には使用する普通の民有地或いは国有地その他のものにつきまして、国有地は国有財産でやつておられますが、それにつきまして、それ々々所有者なり或いは各公共団体の意見を聞いて、それに基づいてできるだけ自由契約によつて契約を結んで行く、万止むを得ないときには特別措置法によることの使用又は収用をやる。そのうち、それが大體片付きました、施設提供の米軍のほうに財産受渡

書というものを申し上げます。これは局で出しますが、これを出して初めて米軍のほうに施設提供が終つた、こういうことになるわけでありまして、内閣の例につきましては、現在我々のほうで具体的に措置をとらなかつたといふのは、現在のところは、私の聞いています範囲では、陸上におきまして国有地だけを使う、それから海のほうは、この前の操業制限の法律がそのまま告示になつておつたといふことで、現在特にそれに対して措置をとる必要は具体的にないといふような關係で使つていられる状態でございます。

○岡田宗司君 そうしますと閣議で決定する、そうして閣議で決定をして、そのことを告示で出せばそれで足りるということですか。今のお話ですと、そう聞えるが。

○政府委員(山中一朗君) 告示で出せば足りるといふのは、これは漁業制限の場合ですか。これは漁業制限の場合でございます。

○岡田宗司君 具体的例を申上げていられるのは、ここでは先ほど漁業権制限の問題ですね。あれは名古屋の調達局から漁業協同組合長に対してはつきりとした公式の文書を以て、一月一日から四月三十日まで漁業権を制限するといふことをはつきり言つておられるわけなんです。その基は何かといふと、結局閣議の決定だろつと思つたのですが、それで恐らく告示も出たろつ。その告示は一定の日が、例えば四月三十日までというふうに限つていないのだらうが、そうだとすると、ここにおかしなことが起るのだらう。告示は日に限つておらん。そうしてちやんと手續のほうは日に限つておらん。そうしてその日を限つておらん。そうして事実上は消滅し

ている。その告示は生きてゐるのか知ら。

○政府委員(山中一朗君) お答えいたします。告示は私の解釈では生きてゐると考えております。ただ承諾書をとつた、これはどういふ根拠でとつたかという御質疑の起るの御尤もと思ひますが、我々は従来さういふ例で進んでおつたのであります。ただ果してこれが法定要件であるかどうかということになりますと、特にそれが必要なものであると、さういふようには解釈できないのであります。ただ我々としては、成るべく権利者その他のかたとも十分話合つて、その上で承諾書をとつた上は行政措置としては万々間違ひはなからうとさういふ意味で、事実行為としてとつておつたように承わつております。

○岡田宗司君 そうすると、告示の効力ということが問題になつて来るんですね。これはどうも法制局長が誰か呼んで頂かんと告示の効力なるものがわからぬ。その告示自体も一つ示して頂きたいと思ひます。先ず告示の効力というものを明らかにすること、それから告示の内容を示して頂きたい。

午後二時三十二分速記中止

午後二時五十分速記開始

○委員(森崎隆君) それでは速記を始めて下さい。告示の問題につきましても、法制局長が見えませぬから、それまでの間、外務省の国際協力局の安川第三課長が見えられましたが、そのほうについて御質問があれば頂きたいと思ひます。

○岡田宗司君 それじやお伺いします。内灘の射撃場について六月十五日から使用を始めた、事実国有地については、もう使用してゐるのだけれども、あそこにある民有地については、現在のところではこれを使用しておられない。使用するについては、やはりそれらの手続が必要であらうと思ひますが、その使用する手続をとる前に、あそこをどういふふうにしよと考へておられるのか。現在日米合同委員となり、或いは外務省のほうでどういふふうを考へておられるのか、その点をお話し願ひたい。

○説明員(安川壯君) お答えいたします。六月十五日に一応使用を再開いたしましたところの事情は、民有地のほうは現地の利害関係者と話合がつかぬかつたのであります。他方米軍のほうは、試射そのものの、当時の六月十五日使用開始のときの米軍の要求は、一応当時の、権現の森と申しますか、民有地は除外しても、当座の試射には支障を来たさぬということであつたので、国有地、法律的な手続を必要としない。国有地のみを取りあえず使用することにしまして、民有地は一応除外したわけでありまして、併しこれはいつからということ、まだ米軍側の意向もはつきりしておりませんので、申上げかねるのでありますけれども、遅かれ早かれ、試射の射程が延びますと、勢い現在の民有地をも接収する必要があることは、時期はまだ予測できませんが、その必要が起るといふことは事実であります。それで現在の政府、外務省当局といたしましては、この民有地の使用の必要が起つた際にどうするか。その場合に、飽くまでも、

現在の利害関係者との契約ができない場合に、然らば法律に基く強制接収をするかどうかという問題につきましても、現在のところ何ら方針はきまつておりません。強制接収をするというところも、外務省として腹はきまつておりません。又しないともきまつておりません。きまつておらないということだけ私から申上げたいと思ひます。ただ我々としては、まだ現地の利害関係者が我々の要求に従つて、話合で解決できるという望みは未だ捨てていないのであります。現在のところ現地の利害関係者と直接の話し合はしておりませんけれども、さういふ方針の下で、現在のところは現地の県知事、それから村長を通じて何とか納得の上でそれらの措置ができるようにという話し合を内々進めておるといふのが実情でございます。

○岡田宗司君 今のお話ですと、まだアメリカ軍のほうからは、正式にこの民有地をもう一遍使わしてくれろという話はないということですか。

○説明員(安川壯君) 米軍からの当初の要求というものはつきましては、民有地を含めまして全部を使用したいという要求で、その要求そのものは現在のところ変わつていないのであります。但し実際の試射については、あつた民有地、もつと詳しく申上げますと、現在も御承知かと思ひますが、射程がますます延びないといふことで、こちらとしましては、米軍から、その米軍の了解を得てあの地域を除外したのではなくて、米軍の実際の射撃の、現在の射撃の状況から判断して、あそこは必要ないといふことを判断して除外しておるといふことで、従つて米軍の

要求そのものはちつとも当初と変わつていないのであります。

○岡田宗司君 そうすると、政府としては、米軍の当初の要求に基いて、いづつでもあの民有地を接収しなければならぬ状態にあるわけですか。

○説明員(安川壯君) 米軍から要求があれば、その通りであります。要求と申しますか、実際の試射を開始する必要が起れば、さうなるわけでありまして、

○岡田宗司君 これは新たに、さうすれば日米合同委員会に諮つて手続をするということではなくて、試射の射程を延ばす、だからあそこについて何とかしてくれといふことを、非公式でも何でも申込みがあれば、政府はそれに基づいて直ちに手続をとる、さういふことなんではないですか。

○説明員(安川壯君) その通りであります。

○岡田宗司君 そこで問題になるのは、あの土地の接収ですが、これはもう行政協定第三条に基く土地等の使用に関する特別措置法ですね、これによつてやらなければならぬということになるのですが、その前に話合が付けば別ですが、今のところちよつと付きそふにないといふことになるかと、それを適用するといふことになるのですが、その適用は相当な日数と手続がかかるのですが、その点についてどういふふうを考へておられますか。

○説明員(安川壯君) 最初に申上げました通り、外務省としましては、今はただ現地と話し合を付けるという望みは捨ててはいないのであります。今後情勢に依りまして、現地との納得に到達するように最善の努力をするといふことであります。最悪の場合、最悪と申しますか、どうしても納得が行かん場合、この法律に基いてやるという具體的な腹もきまつてないわけでありまして、現在のところ飽くまで納得に基いてこれは使用するといふ方針の下に進めておられます。

○岡田宗司君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(森崎隆君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○岡田宗司君 奥野法制局長が参られておりますから告示の問題について……

○岡田宗司君 これは一つ法制局長にお伺いしたいのですが、実はさういふ問題なんです、内灘の射撃場に関してでありまして、あれは閣議で以て二十八年の一月一日から四月三十日まで使用する、さう決定した、そこで内灘のつまり漁業の操業ですか、漁業権ですか、名古屋の調達局から漁業協同組合に對して、漁業権の制限の通知書といふものが来たのです。それが一月一日から四月三十日まで、さういふことになつておる。ところが内灘の使用の問題について、さういふふうに関議で一月一日から四月三十日までと決定した、さうしてそのことは林屋國務大臣が閣議で閣議が四月廿日だからといふことは現地でもさういふ、議会でいふきり言つておるのです。ところが告示はさういふこととおるかと、内灘演習場は合衆國軍隊の演習が行われる期間中、演習期間中、さういふことになつておるのです。そこで先ほどからの話を聞いておると、告示は無期限みたいなことになつておるのです。閣議で

は、四カ月ときまつておる。告示は無期限、事実四カ月経つて一遍やめたのだけども、又新しく政府がアメリカの要請に基いて、六月十五日から試験射場として使う、その漁業権も同じように制限される、僕らは閣議ではこ

ういうふうな、アメリカの軍隊の演習が行われる期間中と書いてあるけれども、閣議で四カ月というふうになつておれば四カ月というのが生きて、ここにあとやばり、ちやんとそれだけの新しい告示が何か出して手続をとらなければ、その告示は生きないように思うのです。実際に生きないように思うだけども、そういう場合にも告示というものは生きて、且つ何も新しく手続をしないで、そのまま政府のほうでは、前に告示は出してあるのだからというので使えるかどうかということ

となんのです。この告示の先ず効力ですね、そういう場合の効力。
○法制局長(奥野健一君) 閣議決定はやはり閣議の対内的効力で、外部に対する効力としては、官報によつて告示されたのが外部の關係における期間ということに、やはりなるのじやないでしようかと思ひますが、閣議は閣内の決定で、外部との關係においては、官報において告示されたものが外部の効力を持つ、こゝを感じますけれども……

○岡田宗司君 そうすると、おかしいのですよ。あそこには民有地があるので、それで民有地は現在使つておらん。そうすると、これに基いてこの効力が、この告示が効力があるということになると、民有地についても何も手続をしないでそのまま使えるということになりそうなのだけれども、それ

を使つていないで、ちやんとやはりどうも新たに法律に基いて手続をしなければいけない。その点はどうですか。若しあなたの言う意味でこの告示が外部に対してそれだけの効力を持つていならば、民有地だつて同じようにやはり使つていいわけじやないですか。

○法制局長(奥野健一君) これはやはり水面を提供するのだというので、水面に關する關係のものでなからうかと思ひます、第一条によりまして……この法律二百四十三号の關係において水面だけの……

○岡田宗司君 そうすると、その水面の問題でいうと、それじや調達局から一月一日から四カ月間だということを知りて承諾書をとる必要はなかつたということになるわけですね。告示もえ出ればそんなものは要らないということですか。そうですか。

○法制局長(奥野健一君) 通知は法律的に申しますと、必要ないのではないかとと思ひます。
○岡田宗司君 そうすると、閣議で四カ月と決定して納得させた。そうしておいて調達局からの通知も明らかに四カ月になつておつた。ところがこの一片の告示で実はそんな通知は何も必要なかつたのだ、こゝういふことになると、閣議で四カ月と決定したのも、それからその四カ月という通知を出したことも皆ペンにかけたということになるのですが、そういうことですか。

○法制局長(奥野健一君) 法律的に申しますと、対外的効力はこの告示、官報等による告示によつて効力を生ずるので、あとは政治的ないろいろ問題にならうかと思ひます。

○岡田宗司君 そうすると、もう告示なんていうのは、一方的なもので、こゝうなつて来ると……閣議決定は対外的な効力だということになつて、そうして例えばどんな約束をしても、告示のほうは、こゝういふものを出してあげばあとは政府はいかげんに使えるのだ、こゝういふことになるわけですね。閣議の決定をそのまま告示しないで、そうしてこゝういふ問題になつて、そのまま告示しなかつたことの方が生きて来ているので、閣議決定の内容のほうをむしろこの場合には引つ込んでしまつていくということになるのです。

○法制局長(奥野健一君) ですから、そうしますと、通知とかいふのと違つた告示を出したことになるので、政治的には問題があるかと思ひますけれども、法律的には告示によつて効力は外部的に生ずるものだと思います。
○岡田宗司君 そうすると、はつきり申上げれば、この告示は内容的には閣議の決定に基かざる告示、こゝう解していいですか。

○法制局長(奥野健一君) 実は閣議がどういふふうなものであつたか、私承知しておりませんが、外部に現われた法律的な効力ある告示としては、こゝういふふうなことになるわけですが、閣議なり、それから告示までの間にどういふふうな経過を辿つたかはちよつと存じません。

○岡田宗司君 それはあなたは御存じあらんのだが、併し結局閣議の決定なり内容なりをそのまま伝える告示も、その告示としての効力はある、こゝういふことになるわけですね。
○法制局長(奥野健一君) 法律的には

そうだと思います。
○岡田宗司君 そうすると、今度ももう一つお聞きしたいのは、この告示が三月十四日に出しております。ところが遼つて適用するといふことが行われてい

るんですがね。例へばですね、第三号の三の内灘演習場にかかわる部分は昭和二十八年一月一日からそれ以後適用すると、こゝう書いてあります。これは殆んど個人の権利の制限を内容とするものなんですかね。これを過去に遼つて適用するといふことはどうもおかし

いと思ひます。告示で個人の権利と制限を過去に遼つて適用するといふことは違法でないかどうか。
○法制局長(奥野健一君) それは非常にむずかしい問題と思ひますが、この日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律の第一条及び二条の關係におきましては、恐らくこの遼及せしめた趣旨は、今まで法律に基かない、法律の根柢なくして事実上漁船の操業を制限禁止しておつたのを、遼つてこの法律による制限禁止とみなして損失の補償を与えてやろうといふ、利益をもたらず上のもではないか。その範囲においては或いはそういつたよ

うな解釈も、利益を与える面においてはできるではないかと思ひますが、ただ例へばこの禁止区域、この一定の区域を定められますと、それは行政協定の区域といふことになりまして、そのうちにおいては刑事特別法等の適用で処罰を受けるようなことがあり得ることにならうかと思ひますが、こゝういつたような処罰といつたような不利益を課するところまで遼及して、

あとで区域に指定された区域で、前に或る違反行為があつた場合に、遼つて刑事特別法を適用するといふほどの効力を持たすことは、これは違法だと思ひます。これは処罰の不遼及の原則から言つても憲法違反でありますから、こゝういふことにはならない。又その他

の或る一定の権利を遼つて剝奪するといつたような遼及適用といふことについては、よほど問題で、むしろこれは損失補償を、これによつて今までの事実上の制限を、この法律による制限とみなして損失を遼つて補償してやろうといふ、こゝういふ範囲においてはこゝう

いふ解釈も成り立ち得るのではないかと、不利益の点についてはいろいろむずかしい、殊に刑法なんかの処罰の点については遼及できないのだからと思ひます。

○岡田宗司君 そうすれば、何ですか。告示を遼つて適用するといふことは、その内容的の問題であつて、その若し内容的に今言つたように補償等でこゝういふ利益を得られるならば違憲でない。それから不利益を与えるものならそれは違憲になる。こゝういふことになると、その告示自体が効力を生ずるのは内容によつて定められるので、ちやんと告示を出すといふことの形式できめられる問題じやないか、内容できめられる問題じやないか、内容できめられるといふのはおかしいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) すべての關係において適法な、操業の制限、禁止として、それは適法性をこれによつて遼及的に持たし得るといふことは言えないと思ひます。こゝういふ趣旨であります。

○岡田宗司君 すべての關係において適法な、操業の制限、禁止として、それは適法性をこれによつて遼及的に持たし得るといふことは言えないと思ひます。こゝういふ趣旨であります。

○岡田宗司君 どうも私もよくわからぬのだけれども、とにかく成るほど一部にはこれは利益を与えると思ふのです。併しながら逆に一部にはその漁業権を制限するということによりまして不利益も与えておるわけですから、そうするかどうかということになるかということです。

○法制局長(奥野健一君) とにかくそれまで事実上やつたことは、法律上の根柢なくして事実上の制限禁止をやつたもので、それによつて或る損害賠償債権といたつたものが出ておれば、それをあとから遡つて適法化し、或いは損害賠償債権をなくしてしまふ、或いはその他のものによつて生じた損害賠償請求権を消滅せしめてしまふというふうには、告示の趣意だけで以てそのまゝの適法性を全部の関係において持たし得るかということになると、これは非常に疑問があるかと思ひます。

○岡田宗司君 本来ならば、告示は、一月一日から使用するということになるならば、これは一月一日以前に出すべきものなんですね。それが本来の姿なんですね。これはどつちかというところ、例外的なんではないか。

○法制局長(奥野健一君) それは非常に例外的だと思ひます。

○岡田宗司君 尤もしよつ中こういふことをやらせられや困るけれども、まあその点はそれでいいと思ふのですが、そこでもう一つ問題になるのは、ちよつとお伺いしますが、さつき言つたように、内閣では四月という期限を附しておつたのです。事実上その期限があるということとは議会の答弁にも現われておるし、向う側と林屋國務大臣との約束にも現われておるし、それから

ここに調達庁の通達書でも四月というところを言つておるのです。そこをどうもここに合衆国軍隊の演習が行われる期間中と書いてある、これはいわば無期限なんですね。こういうことは無期限、これが期限だと言へば期限かも知れませんが、一体期限といふものはつきりいつからいつまでというところを示すものじゃないのですか。告示というものは……。

○法制局長(奥野健一君) 期限は勿論初期と終期がなければならぬものでありまして、無期限といふことはあり得ないので、必ずしも何月何日から何月何日までという確定的な期限でなくとも不確定な期限といふことは法律上あるので、それでも期限とは言ひ得ると思ふのです。民法上でも不確定な期限といふものがあります。併し政治的にははつきりできれば一番そうすべきだと思ひますけれども、不確定な期限ではないかということとはちよつと言いかねると思ひます。

○岡田宗司君 そうすると、合衆国軍隊の演習が行われる期間中というものは不確定な期限と解釈すべきですか。

○法制局長(奥野健一君) そうだと思ひます。

○岡田宗司君 どうもこの告示は閣議の決定と内容が非常に違つたので、そうしてこれが生きているということになると、政府は四月と限つておつたが、この告示に基いて何らの新しい手続を必要とせずして六月十五日からほとんど使用することになりまして、どうも政府は内閣の村民をベテレンにかけたという結果になるとしか考えられないのですかね。まあそれはあなただに聞いてもらひたいから……。

○委員長(森崎隆君) 法制局長に対する御質疑はこれでよろしいと思ひますか……。

○岡田宗司君 それでどうも内閣の問題については今までも聞かれておるが、最初からいろいろな食違ひがある、手続が非常に欠けておる点が多い。そうして終には閣議決定と違つた告示を出して、そうしてその告示が今度暴威を揮つておるというふうなところまで、今度占領中の引継ぎの他……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

「いう問題が起つて来ているので、どうもあなたの言うことはそのまま受取れないのですかね。とにかく今までの外務省なり、或いは調達庁のやり方に非常に欠点が多いという事は、これは認めて頂かなければならない。欠点がなければ、こんないろ／＼な問題が起つて来るはずがない。それらはもつと慎重にやつてもらわなければならない。尤も僕はそのよりも採取そのものが問題だと思つて居る。その点はこの議論することは別として、そういうような方針を持つて頂かなければならないと思つています。それから調達庁のほうも、やはりどうも大分今まで聞いておられますというところ、いろ／＼な点で手抜きがあつたようにも思つて居るのですけれども、まあ手抜きがあつたというところをお認めになるわけには行かんのだから、どうも認めるわけに行かんのだから、併し今後一つ何らかの方式を考えて頂かないと、こういうようなことで年中食糧が起つて来ると困ると思つて居る。そうして無益な紛争、それから又このために大きな政治問題になるきつかけも作るといふことになる、そういう点について不動産部長として今後どういうふうな措置をとるおつもりですか。」

○政府委員(山中一朗君) お答えいたします。只今駐留軍に提供する施設に對する調達庁の手續に相当手抜きがあるのじやないか。この手抜きをなくするために、どういうふうな処置をするか、どういふ御質問でございますか。私といたしましては、現在まで確かに損失補償の時期、金額その他についていろ／＼異論はあつた

のであります。内藤一件についていろ／＼當時事情を認めたとか、その他のごとについて異論もございましてやうが、従来法的な手續について過ちがあつたとは私は認めていないのであります。只今お話を聞いたように、多少時期或いは又補償金額が正当であつたか、時期を失しておつたじやないか、或いは金額が少な過ぎるじやないかといふようなことについて、これは甲論乙駁あると思つて居る。これは、少なくとも御承知のように非常に困難な、個々のケースについて非常に見方が違ふものをどういふふうな客観的に妥當的な要素をつかんでこれを決定するかといふことが相當な日にちを要するわけなのであります。これらについて我々も日夜その方面に努力はいたしておりますが、現在までのところ遺憾な点があつたことは認めますが、これからはそういう点につきましては、できるだけ被害者のかたの御迷惑を排除したいと考へて、我々職員も努力して居ると、こういうふうな考へて居ります。この問題につきましても、又皆様のほうにおいでいろ／＼と、こういう關係はこうしたらいいじやないかという御意見があれば、我々は謙虚な気持ちでその御指示なり批判を受けるつもりで居ります。ただ施設提供が、先ほども外務省からお話のありましたように、調達庁所管で全部やつているようなまま誤解を受けるのであります。我々だけ別に弁明して他を傷つけるという気持は毛頭ないのであります。ここらところの主体性がどうなつて居るかといふところから、いろいろ問題も又起るのじやないかと、いろいろ御指摘をいたします。従いまして、それらの点につきましても、行政官庁の相互の連絡を十分して、かかる非難をできるだけ成るべく速かに排除して行きたい、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○岡田宗司君 とにかくアメリカ軍が占領が解除された後、どの／＼新らしく演習地なり飛行場なり、そのほかを要求して来る。そのために日本国民が非常な迷惑をこうむるのです。そのことを念頭に入れてやつてもらわなければ困るのです。ただ向うの要求があつて、合同委員会でもそれがきまつた、だからそれに基づいて早く何でも取上げられたいのだといふようなことで、でやられたのじや、これはもう問題にならん。そういうことは十分に気を付けてもらいたい。又恐らくこういう問題について今後私は紛争が必ず起つて来る、これは紛争が起るの私任方なさい。日本の国民が自分の土地を取上げられたり、生活が奪われたり、或いは又風紀の問題等も起るので、紛争の起るのは当然だと思つて居る。その紛争の起る場合におきましても、この紛争の解決等については、やはり十分に日本の国民の味方になる気持で一つ今後やつてもらいたいと思つて居ります。これ以上内藤の問題については、まあ質疑はやめましよう、これで終りたいと思つて居ります。

○委員(森崎隆君) それから委員各位にちよつと申上げたいと思つて居るが、第一の予備審査の法案、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に關する法律案、この法律案につきましても農林委員会から合同審査の申入がございまして、いづれも連合委員会を開くことになると思つて居る。日取等につきましては委員長にお任せを頂きたい。それから先だつて文部委員会との連合委員会のあつた問題の回答を文部省から得なければならぬのでございませうが、これも二、三日中に文部委員と打合せを開きまして、極く最近に連合委員会を開きまして、はつきりした責任のある答弁を開くことが出来るようになっておきますので、これも日取等につきましては、お任せを頂くことにいたします。今日は委員会はこれを以て散会いたします。

○委員長(森崎隆君) 内藤試験場の件は一応これで質疑を終ります。今日までの質疑の内容等につきましても、是非外務省、調達庁その他におかれましては、主務大臣、主務長官等に十分一つこの経過、内容を御報告されまして、善処されますことを特に熱望いたします。この件はこれで終ります。

午後三時四十二分散会
七月四日日本委員会に左の事件を付託された。
一、水産物利用研究振興に關する陳情(第一八七号)
第一八七号 昭和二十八年六月二十三日受理
水産物利用研究振興に關する陳情
陳情者 東京都文京区向ヶ丘弥生町
東京大学農学部内 森高次郎外六名
わが国食糧問題解決の一環として水産物利用研究の振興はまことに必要であると考えられるから、(一)水産物の鮮度および栄養保持に關する研究、(二)水産物の貯蔵加工に關する研究、

(三)水産物の簡易貯蔵性食品に關する研究、(四)水産油脂資源の活用に関する研究、(五)水産破棄物の合理的飼料化に關する研究、(六)海藻の有効成分に關する研究等について國家研究機關と協力する一大協力研究陣を確立せられたいとの陳情。
七月十一日日本委員会に左の事件を付託された。
一、米駐留軍の演習による漁業損害補償に關する請願(第一七七二号)
第一七七二号 昭和二十八年六月二十九日受理
米駐留軍の演習による漁業損害補償に關する請願
請願者 長崎県知事 西岡竹次郎外一名
紹介議員 秋山俊一郎君 西岡ハル君 藤野繁雄君
日米安全保障条約に基き長崎県に於ける駐留軍隊の演習海域の設定、その他これに關係する漁業上の諸制限により、漁業者の損害額は巨額に達しているにもかかわらずこれに對する補償は極めて僅少であるため、關係漁業者の窮乏はなほはだしいものがあるから、補償金額の増加を願はりたいとの請願。

昭和二十八年八月十一日印刷

昭和二十八年八月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局